第12回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

主要な事業内容
主要な事業所
使用人の状況
新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

株式会社ユーザベース

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しています。
（アドレス　https://www.uzabase.com/）

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）主要な事業内容（2019年12月31日現在）

①「SPEEDA」事業

・国内外の企業・業界情報や統計データを束ねるオンライン情報プラットフォーム「SPEEDA」の構築・運営

②「NewsPicks」事業

・日本市場向け経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」の構築・運営
・企業の新規事業開発支援を主とした経営コンサルティングサービスの提供

③「Quartz」事業

・世界市場向け経済ニュースプラットフォーム「Quartz」の構築・運営

④ その他事業

・日本国内のスタートアップ企業に関する、資金調達情報、関連ニュース、類似企業情報などを提供する法人向けオンライン情報プラットフォーム「INITIAL」の構築・運営
・BtoB領域でのAccount Based Marketing（ABM）の実行を支援する、マーケティングプラットフォーム「FORCAS」の構築・運営

（２）主要な事業所（2019年12月31日現在）

① 当社

本　社：東京都港区六本木七丁目７番７号
支　社：西日本支社（大阪府大阪市）
駐在所：スリランカ民主社会主義共和国

② 子会社

Uzabase Hong Kong Limited（中華人民共和国　香港特別行政区）
Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）
上海優則倍思信息科技有限公司（中華人民共和国　上海市）
株式会社ニューズピックス（東京都港区）
株式会社NewsPicks Studios（東京都港区）

株式会社アルファドライブ（東京都千代田区）
Quartz Media, Inc.（米国）
NewsPicks USA, Inc.（米国）
株式会社INITIAL（東京都港区）
株式会社FORCAS（東京都港区）
株式会社UB Ventures（東京都港区）
UBV Fund-Ⅰ投資事業有限責任組合（東京都港区）
Uzabase USA, Inc.（米国）

（3）使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
704（51）名	137名増（8名増）

（注）1．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
2．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181（26）名	51名増（－）	34歳	2.27年

（注）1．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、海外現地採用社員47名は含んでおりません。
2．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）です。

2．会社の状況に関する事項

（1）新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2019年12月31日現在）

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日（取締役会）		2013年５月３日	2014年４月28日
新株予約権の数		13,911個	44,290個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式166,932株	普通株式531,480株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり840円 （１株当たり70円）	１個当たり1,008円 （１株当たり84円）
新株予約権の行使期間		2013年５月５日から 2023年５月３日まで	2014年５月１日から 2024年３月28日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．	（注）１．
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数：9,124個 目的となる株式数：109,488株 保有者数：１名	新株予約権の数：26,188個 目的となる株式数：314,256株 保有者数：１名
	社外取締役 （監査等委員を除く）	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名
	取締役 （監査等委員）	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名

（注）１．第４回新株予約権及び第５回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（1）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

（2）新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（3）新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（4）上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第４回新株予約権は2015年５月５日以降に限り、第５回新株予約権は2016年５月１日以降に限り、権利を行使することができる。

（5）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めると

ころによる。

2．2016年７月１日付で普通株式１株を３株、2017年７月１日付で普通株式１株を２株、2018年１月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日（取締役会）		2019年12月16日	2019年12月16日
新株予約権の数		33個	497個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式3,300株	普通株式49,700株
新株予約権の払込金額		1個当たり700円	払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個当たり213,400円 （1株当たり2,134円）	1個当たり213,400円 （1株当たり2,134円）
新株予約権の行使期間		2023年2月15日から 2026年6月30日まで	2023年2月15日から 2026年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）1.	（注）2.
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：33個 目的となる株式数：3,300株 交付者数：1名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名	新株予約権の数：497個 目的となる株式数：49,700株 交付者数：2名

		第22回新株予約権	第23回新株予約権
発行決議日（取締役会）		2019年12月16日	2019年12月16日
新株予約権の数		33個	497個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式3,300株	普通株式49,700株
新株予約権の払込金額		１個当たり600円	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり213,400円 （１株当たり2,134円）	１個当たり213,400円 （１株当たり2,134円）
新株予約権の行使期間		2022年２月15日から 2025年６月30日まで	2022年２月15日から 2025年６月30日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）３．	（注）４．
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：33個 目的となる株式数：3,300株 交付者数：１名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名	新株予約権の数：497個 目的となる株式数：49,700株 交付者数：２名

		第24回新株予約権	第25回新株予約権
発行決議日（取締役会）		2019年12月16日	2019年12月16日
新株予約権の数		33個	596個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式3,300株	普通株式59,600株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個当たり213,400円 （1株当たり2,134円）	1個当たり213,400円 （1株当たり2,134円）
新株予約権の行使期間		2022年2月15日から 2025年6月30日まで	2021年1月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）5.	（注）6.
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：33個 目的となる株式数：3,300株 交付者数：1名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 交付者数：－名	新株予約権の数：596個 目的となる株式数：59,600株 交付者数：2名

（注）1．第20回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2022年12月期、2023年12月期、ないし2024年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について100億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2022年1月1日から2025年3月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて5,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業

員であること及び当社または当社関係会社で採用されている人事考課における等級が本新株予約権の割当て時と比較して同等以上であることを要する。

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2．第21回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2022年12月期、2023年12月期、ないし2024年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について100億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2022年１月１日から2025年３月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて5,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3．第22回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2021年12月期、2022年12月期、ないし2023年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について60億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2021年１月１日から2024年３月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて3,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であること及び当社または当社関係会社で採用されている人事考課における等級が本新株予約権の割当て時と比較して同等以上であることを要する。

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4．第23回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2021年12月期、2022年12月期、ないし2023年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について60億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2021年１月１日から2024年３月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて3,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5．第24回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2021年12月期、2022年12月期、ないし2023年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシ

ュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について20億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2021年１月１日から2024年３月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて2,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であること及び当社または当社関係会社で採用されている人事考課における等級が本新株予約権の割当て時と比較して同等以上であることを要する。

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

６．第25回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、当社の2021年12月期、2022年12月期、ないし2023年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する調整後EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算したもの。）が、いずれかの決算期について20億円を超過しない限り、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②上記①に加えて、新株予約権者は、2021年１月１日から2024年３月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて2,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

③本新株予約権は、下記記載の時期に、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数（以下「割当総数」という。）のうち下記記載の割合に相当する個数について権利

が確定するものとし、(以下、この③に基づき新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位を失った場合には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。また、上記①及び②の両方を充足した場合には、当該時点においてベスティングされていない残りの本新株予約権も全てベスティングされるものとする。

ア．割当日から1年が経過した日：割当総数の4分の1

イ．上記ア．に定める日から1か月が経過する都度：割当総数の48分の1

④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③　その他新株予約権に関する重要事項

a.　Quartz社の買収対価の確定に伴う第18回新株予約権の一部消滅

当社は、2018年７月２日開催の取締役会において、Quartz Media, Inc.(以下「Quartz社」という。)の持分を100%取得し、子会社化することを決議し、売却主であるAtlantic Media, Inc.(以下「Atlantic Media社」という。)に買収対価の一部として、当社の第18回新株予約権を付与いたしました。当該新株予約権はアーンアウト対価として付与されたもので、Quartz社の2018年度における業績達成割合に応じて行使可能数が決定する内容となっておりました。2018年度のQuartz社の決算が確定したことに伴い、当該新株予約権の行使可能数が確定したため、当事業年度において、Atlantic Media社により行使されなくなった新株予約権を新株予約権戻入益として特別利益に計上しました。

b.　第19回新株予約権の取得及び消却

当社は、2019年９月13日開催の取締役会において、2018年７月31日にみずほ証券株式会社を割当先として発行した第19回新株予約権の取得及び消却について決議し、2019年９月30日付けで、すべての新株予約権について取得及び消却しました。

（2）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

3．上記報酬等の額に加え、当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるQuartz Media, Inc.（米国）は、当社の会計監査人と同一のネットワークファームに属しているDeloitte & Touche LLPに対し、監査証明業務に基づく報酬として40百万円の支払いをしています。

4．当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるUzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）、Uzabase Hong Kong Limited（中国 香港）及び上海優則倍思信息科技有限公司（中国 上海）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

（3）業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経済情報で、世界を変える」というミッションの達成を目指すとともに、「7つのルール」を行動指針とした経営と制度等の整備に努めています。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めています。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要との認識のもと、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定めました。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。

b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。

e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会監査等基準に基づく監査の実施により確認する。

f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有するものとする。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。

i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月 1 回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

b. 当社の業務執行取締役、執行役員、子会社の代表取締役（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）が出席する会議を原則月 1 回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。

c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程、ガイドライン、及びハンドブック等を整備・運用するものとする。

b. 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、執行役員、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当

社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、並びに当該従業員の他の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。

b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 内部監査責任者は取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。

b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。

c. 監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。

d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査責任者に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
b. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
c. 監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

（4）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

なお、当社は2019年３月28日開催の第11回定時株主総会の決議により、同日をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記⑤の「監査等委員会」については、移行後の運用状況の概要を記載していますが、移行前においても、監査役会について同様の体制を整備・運用しておりました。

① コンプライアンス体制について
・企業理念として「７つのルール」を定め、取締役及び従業員が「７つのルール」の理念に則して行動することを求めるとともに、「７つのルール」に基づいた「31の約束」と名付けた冊子を全従業員に配布し、倫理や誠実性、自己規律の精神をこの中で定めています。
・コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
・コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を開催し、事案に応

じて、常勤取締役、執行役員、子会社の取締役の中から適切な者が出席するとともに、オブザーバーとして内部監査責任者が出席し、当社におけるコンプライアンス向上に向けた課題等について議論を行っています。
・内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めています。

② 取締役の職務の執行について
・取締役会は、15回開催され、2019年３月27日までは、取締役３名（うち、社外取締役１名）で、2019年３月28日からは、取締役７名（うち、社外取締役５名）で構成されており、取締役会には必要に応じ各事業の取締役・執行役員から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っています。
・社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っています。

③ 内部監査の実施について
・代表取締役直属の内部監査チームが、当社及び当社子会社を対象として内部監査を実施しています。内部監査の結果は、常勤取締役に適時に報告され、また、監査等委員会においても報告が行われています。
・内部監査責任者は、取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っています。また、監査法人と連携した監査、当社グループの国内及び海外拠点への往査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しています。

④ リスク管理体制について
・当社グループでは、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程や情報セキュリティに関する規程を制定し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしています。

⑤ 監査等委員会の職務の執行について
・監査等委員会は13回開催されています。監査等委員会は、社外監査等委員取締役３名で構成されており、代表取締役と必要に応じ会合を持ち、経営課題、監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも常勤取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしています。

（5）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいる方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

連結株主資本等変動計算書

(自　2019年1月1日　至　2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,731	1,683	897	△0	5,313
当期変動額					
新株の発行	1,189	1,189			2,378
新株の発行（新株予約権の行使）	175	175			350
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,620		△1,620
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の株式の取得による持分の増減		△23			△23
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△283		△283
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,364	1,345	△1,904	△0	805
当期末残高	4,096	3,029	△1,006	△0	6,118

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	0	△51	△51	616	438	6,316
当期変動額						
新株の発行						2,378
新株の発行（新株予約権の行使）						350
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,620
自己株式の取得						△0
連結子会社の株式の取得による持分の増減						△23
連結子会社の決算期変更に伴う増減						△283
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△195	△196	△605	811	9
当期変動額合計	△0	△195	△196	△605	811	815
当期末残高	△0	△246	△247	10	1,249	7,131

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

① 連結子会社の数

18社

② 連結子会社の名称

Uzabase Hong Kong Limited
Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.
上海優則倍思信息科技有限公司
株式会社ニューズピックス
株式会社NewsPicks Studios
株式会社アルファドライブ
Quartz Media, Inc.
NewsPicks USA, Inc.
株式会社INITIAL
株式会社FORCAS
株式会社UB Ventures
UBV Fund-Ⅰ投資事業有限責任組合
Uzabase USA, Inc.
他５社

当連結会計年度において、株式会社アルファドライブ及びその子会社の株式を100％取得し、連結子会社にしています。

また、株式会社ジャパンベンチャーリサーチは、株式会社INITIALに商号変更しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

１社

② 関連会社の名称

株式会社ミーミル

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アルファドライブ及びその子会社の決算日は６月30日です。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において、連結計算書類作成の基礎となる財務諸表を作成するために必要とされる決算を行っています。

なお、従来、Dow Jones & Company, Inc.との合弁会社として持分法適用会社であったNewsPicks USA, Inc.（以下「NewsPicks USA社」という）については、９月末を決算基準日として当社グループ連結に取り込み、連結決

算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っておりましたが、前連結会計年度におけるNewsPicks USA社の100％子会社化に伴い、連結財務情報のより適正な開示を図るために、当連結会計年度よりNewsPicks USA社の決算日を12月31日に変更し、決算基準日を12月末日といたしました。この変更に伴い、NewsPicks USA社の2018年10月１日から2018年12月31日の３ヶ月間の損益は、利益剰余金に直接計上しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

また、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	４～５年
工具、器具及び備品	３～10年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

⑤ のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、合理的な見積りに基づき15年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、均等償却しています。

⑥ 在外子会社の会計処理基準
在外子会社の計算書類が、米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しています。また、連結決算上必要な修正を実施しています。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2．会計方針の変更に関する注記

米国会計基準を適用している在外子会社においてASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を当連結会計年度より適用しています。
なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表
前連結会計年度において区分掲記していました「流動負債」の「未払費用」（当連結会計年度115百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(2) 連結損益計算書
前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていました「受取利息」（前連結会計年度0百万円）は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加（株）	減少（株）	当連結会計年度末（株）
普通株式	30,892,303	2,057,275	－	32,949,578

（注）増加の内訳は、次のとおりです。

2019年12月２日付第三者割当増資による増加	193,000株
2019年12月24日付第三者割当増資による増加	984,700株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	879,575株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　2,770,876株

5．金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しています。また、一時的な余剰資金は預金で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

買掛金及び未払金は、概ね１年以内の支払期日です。長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金の返済日は決算日後、最長で８年後、社債の償還日は決算日後、最長で４年後です。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っています。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に

は合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	7,954	7,954	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,916	1,916	－
資産計	9,870	9,870	－
(1) 買掛金	319	319	－
(2) 未払金	598	598	－
(3) 未払法人税等	730	730	－
(4) 長期借入金　(※)	9,501	9,448	△52
(5) 社債　(※)	378	366	△11
負債計	11,528	11,463	△64

(※) １年内返済予定の長期借入金・１年内償還予定の社債を含めています。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期借入金、(5) 社債

長期借入金及び社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利

によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入又は新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	金額
非上場株式	571
新株予約権	100
投資事業組合等への出資金	23

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,954	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,916	－	－	－
合計	9,870	－	－	－

（注４）長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
長期借入金	1,123	1,795	1,859	1,405	1,019	2,298
社債	102	102	102	72	－	－
合計	1,225	1,897	1,961	1,477	1,019	2,298

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　178円20銭

(2) １株当たり当期純損失　51円35銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

株主資本等変動計算書

（自　2019年1月1日　至　2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,731	2,686	2,686	221	221
当期変動額					
新株の発行	1,189	1,189	1,189		
新株の発行（新株予約権の行使）	175	175	175		
当期純利益				1,039	1,039
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,364	1,364	1,364	1,039	1,039
当期末残高	4,096	4,050	4,050	1,260	1,260

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	5,638	0	0	616	6,255
当期変動額						
新株の発行		2,378				2,378
新株の発行（新株予約権の行使）		350				350
当期純利益		1,039				1,039
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	△0	△605	△606
当期変動額合計	△0	3,768	△0	△0	△605	3,162
当期末残高	△0	9,407	△0	△0	10	9,417

個別注記表

1．重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

また、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	４年
工具、器具及び備品	３年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいています。

③ 長期前払費用

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2．表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(2) 損益計算書

前事業年度において、区分掲記していました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」（当事業年度22百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

3．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	400百万円
短期金銭債務	117百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入）	12百万円
営業取引（支出）	402百万円
営業取引以外の取引（収入分）	580百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	258株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払事業税	26
貸倒引当金	18
賞与引当金	41
減価償却超過額	17
資産除去債務	12
関係会社株式	80
その他	17
繰延税金資産小計	213
評価性引当額	△99
繰延税金資産合計	113

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7
繰延税金負債合計	7

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社ニューズピックス	所有直接100%	業務受託資金の貸付役員の兼任	業務受託・設備の賃貸借(オフィスの間貸し)(注1)	355	未収入金	108
				資金の回収	50	関係会社短期貸付金	50
						関係会社長期貸付金	555
				利息の受取(注2)	10	－	－
子会社	株式会社FORCAS	所有直接100%	業務受託資金の貸付	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	50
						関係会社長期貸付金	200
				利息の受取(注2)	4	－	－
子会社	Uzabase USA, Inc.	所有直接100%	役員の兼任	増資の引受(注3)	219	－	－
子会社	Quartz Media, Inc.	所有間接100%	業務受託資金の貸付役員の兼任	資金の貸付(注2)	1,098	関係会社長期貸付金	1,095
				利息の受取(注2)	2	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1　当社は、管理業務の受託及びオフィスの間貸しを行っています。業務受託料につきましては、業務内容を勘案し、また、オフィス賃貸料については市場価格を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しています。

2　資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

3　増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。

(2) 個人

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)	新野　良介	(被所有)直接21.9%	主要株主(個人)	ストック・オプションの権利行使	11	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2014年３月28日定時株主総会決議及び2014年４月28日取締役会決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使です。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　285円49銭

(2) １株当たり当期純利益　32円93銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。